nite

SDSって何? 作成の基礎

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質管理センター

コンテンツの対象者

➤ 化学品のSDSを作成する必要のある事業者

コンテンツの狙い

➤ SDSを作成する目的および前提事項を理解すること

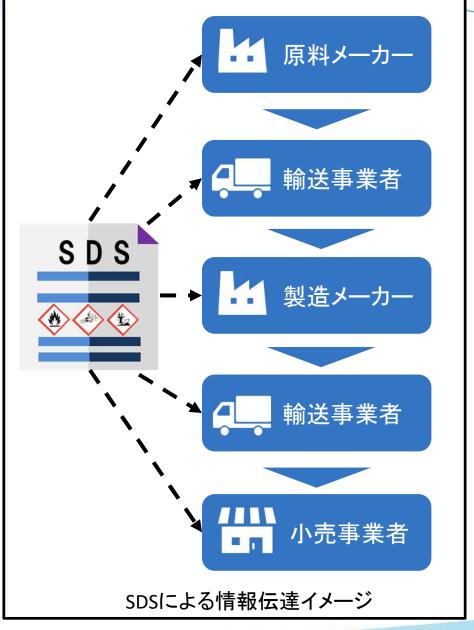
本コンテンツの内容

- 1.SDS作成の目的
- 2. SDS作成のための前提知識
- 3. SDS作成のルール
- 4. SDS作成の責任について

1. SDS作成の目的

SDSとは、「安全データシート」のSafety Data Sheetの頭文字をとったもので、事業者が化学物質及び化学物質を含んだ製品を労働環境における使用及び他の事業者に譲渡・提供する際に交付する化学物質の危険有害性情報を記載した文書であり、GHSに基づいて作成されている。

化学物質及び化学物質を含んだ製品に起因する予見可能なリスクをサプライチェーンの全ての関係者に周知し、人の健康及び環境に対する災害・事故を未然に防止することが最大の目的であり、いわば労働者の知る権利を守るためのものである。



2. SDSを作成するための前提知識

✓ GHSに基づく危険有害性に関する基礎知識が必要

→GHSに関する最低限の知識(有害性や絵表示など)を理解している必要がある。また 化学品に関する最低限の知識(名称や物性など)も知っていることが望ましい。

✓ 必ずしも全ての情報が存在しないことに注意

→化学品の有害性や物性に関するデータが全て存在するわけではない。不足する情報がある場合は自分で補うか、またはデータがないことを明記する必要がある。

✓最新の情報を得ることが重要

→GHSに基づくSDSの様式は国連GHS文書やJISの改正に伴い変更することがある。 SDS作成する際には最新のJISに準拠しているのか継続的な整備と確認が必要。

✓ サプライチェーンの下流に譲渡・流通することに注意

→SDSは基本的に労働者のために作成されるものではあるが、最終的にサプライチェーンを 通じて消費者の目に触れる可能性もあることに留意が必要。広い用途を考慮して可能 な限りわかりやすく情報を記載するべきである。

3. SDS作成のルール

・SDSの作成の対象について

SDSを作成する対象となる物質については厳密に定義されているわけではないが、一般的にGHS分類基準に基づき、危険有害性があると判断される化学品はSDSを作成し情報伝達をすることが推奨※される。一方で、化学品を特定の形状に加工した成形品については一般的にSDSの作成を求められていない。ただし、誤った使用方法や事故などを想定して成形品を混合物とみなし、SDSを作成する場合もあるので注意が必要。

※法律で義務付けられている場合を除く

化学品

(純物質または混合物(製品))

成形品 (特定の形状が機能を決定する物体)



SDS対象: 〇



SDS対象: △

3. SDS作成のルール

・SDSを作るかどうかを決定するための閾値(カットオフ値/濃度限界)

健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度

危険有害性クラス	SDSを作成する濃度
急性毒性	1.0%以上
皮膚腐食性/刺激性	1.0%以上
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1.0%以上
呼吸器感作性又は皮膚感作性	0.1%以上
生殖細胞変異原性:区分1	0.1%以上
生殖細胞変異原性:区分1	1.0%以上
発がん性	0.1%以上
生殖毒性	0.1%以上
標的臓器毒性(単回ばく露)	1.0%以上
標的臓器毒性(反復ばく露)	1.0%以上
誤えん有害性:区分1	10%以上の区分1の物質かつ40°Cでの動粘性が20.5mm²/s以下
水生環境有害性	1.0%以上

出典:「JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル,作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

危険有害性を持つ成分が基準値以上に含まれるのであれば、SDSを作成する必要がある。

※ただし表に示す<u>濃**度より低い場合でも</u>、危険有害性があると判断される場合にはSDSを作成し** 情報伝達することが推奨される。</u>

3. SDS作成のルール

前項における目的を達成するためにはSDSの内容を確実に情報伝達する必要がある。 そのため、日本では、日本産業規格(JIS) にSDS作成のルールが定められている。 例えば・・・

統一的な記載項目

- ✓ 項目の順番は統一
- ✓ 項目名称は統一
- ✓ 項目数は16個

統一的な文言の使用

- ✓ 危険有害性の表現はJISに準拠
- ✓ 注意書きの文言はJISに準拠

統一的な危険有害性の分類基準

- ✓ 分類基準はJISに準拠
- ✓ 使用される絵表示はJISに準拠



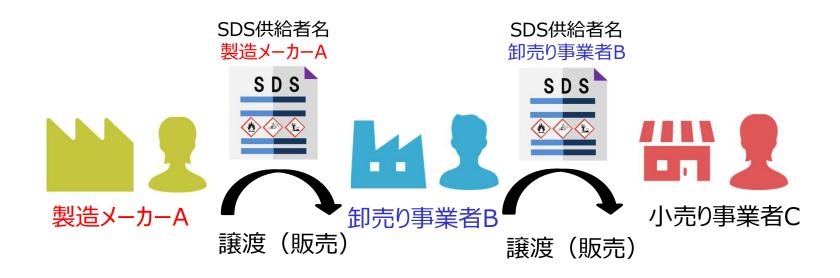
様式を揃えることで正しい情報伝達が実現する

4. SDSの作成責任について

・サプライチェーン上のSDSの責任について

SDSについては基本的に化学物質及び製品の製造者が作成するが、その記載内容に関する責任は常に供給・譲渡者にある(SDS作成者に限らない)。

そのため、仮にサプライチェーンの中で同じ内容のSDSが譲渡・提供されるとしてもSDSに記載される供給者名称は、サプライチェーンの各段階で変わることに注意が必要。



4. SDSの作成責任について

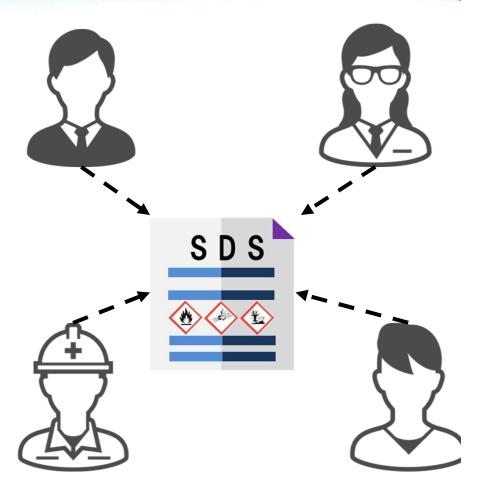
・SDSへのアクセスについて

SDSは作成すればそれでおしまいというわけではない。すべての関係者が閲覧できる状態に整備し、望ましくは最新の情報で更新し、アクセシビリティを確保する必要がある。

SDSには、、、

- ・関係者の知る権利
- ・関係者に周知する責任

があることを意識するのが重要。



全ての関係者がSDSにアクセスできる環境を

4. SDSの作成方法について

SDSを作成する場合は正しい情報伝達を達成するために、SDS作成のルールを守ることが重要である。日本においてSDSを作成する場合、まずは日本産業規格(JIS)に沿ってSDSを作成することを推奨する。 作成の際には、厚生労働省が公開しているモデルSDSも参考になる。



日本産業規格(JIS)

- ・JIS Z 7252:2019 GHSに基づく化学品の分類方法
 - →危険有害性の分類方法に関するJIS
- •JIS Z 7253:2019

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法

→SDSとラベルの作成方法に関するJIS



厚生労働省:GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

- ・モデルSDS
 - →約3,000物質のサンプルSDSを掲載

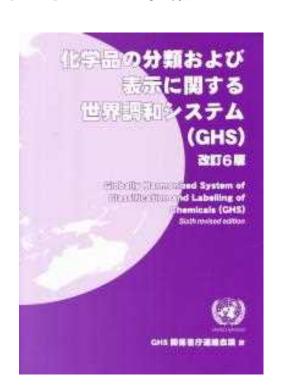


4. SDSの作成方法について

他にも経済産業省から公表されている作成ガイドや、国連GHS文書の附属書にSDSの作成方法についてまとめられているので、こちらも参照のこと。



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_mana gement/law/information/seminar2020/SDS_g uidance_2020.pdf



附属書 4 安全データシート (SDS) 作成指針

作成日:2021/3/22

参考資料: Z 7252(日本産業規格: GHSに基

づく化学品の分類方法)(2019)

Z 7253 (日本産業規格: GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法(ラベル・SDS等について)) (2019)

Version: 1.0.0